

役員等報酬規則

平成29年7月1日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤の理事長には、次の各号による報酬及び通勤手当を支給する。

- (1) 報酬 月額500,000円
- (2) 通勤手当 事業団職員の例により定める額

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤の役員等には、勤務1日につき10,000円を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤の理事長に対する報酬の支給の時期は、事業団職員の例による。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬は、本人の同意を得て、本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅費)

第6条 役員等が出張する場合は、事業団職員の例により旅費を支給する。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規則により、計算金額に1円未満の端数が生じた時には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数 切り捨て
- (2) 50銭以上1円未満の端数 1円に切り上げ

(公表)

第9条 事業団は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(変更)

第10条 この規則を変更しようとするときは、評議員会の議決を得なければならない。

(補則)

第11条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。